

最高裁秘書第4011号

平成28年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

11月25日付け（同月28日受付，最高裁秘書第3768号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

司法修習生配属現員表（平成28年11月27日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（氏名）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

司法修習生配属現員表

(平成28年11月27日現在)

修習地	第69期	第70期	合計	備 考
東 京	291 (61)	265 (72)	556 (133)	○第70期採用 平成28年11月27日付け 外1529名
立 川	24 (7)	22 (4)	46 (11)	
横 浜	83 (24)	76 (22)	159 (46)	○第70期再採用 平成28年11月27日付け 外2名
さいたま	66 (17)	61 (16)	127 (33)	
千 葉	64 (13)	61 (11)	125 (24)	
水 戸	28 (7)	23 (4)	51 (11)	
宇 都 宮	22 (3)	20 (4)	42 (7)	
前 橋	23 (5)	21 (4)	44 (9)	
静 岡	23 (4)	20 (3)	43 (7)	
甲 府	11 (2)	9 (2)	20 (4)	
長 野	15 (3)	15 (3)	30 (6)	
新 潟	21 (3)	18 (3)	39 (6)	
大 阪	196 (41)	135 (37)	331 (78)	
京 都	68 (17)	62 (14)	130 (31)	
神 戸	67 (12)	63 (14)	130 (26)	
奈 良	22 (5)	18 (5)	40 (10)	
大 津	21 (3)	18 (4)	39 (7)	
和 歌 山	22 (4)	15 (4)	37 (8)	
名 古 屋	80 (20)	69 (14)	149 (34)	
津	19 (5)	16 (4)	35 (9)	
岐 阜	21 (5)	18 (4)	39 (9)	
福 井	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
金 沢	17 (4)	14 (3)	31 (7)	
富 山	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
広 島	56 (12)	47 (8)	103 (20)	
山 口	18 (4)	13 (3)	31 (7)	
岡 山	39 (8)	33 (9)	72 (17)	
鳥 取	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
松 江	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
福 岡	74 (10)	64 (12)	138 (22)	
佐 賀	8 (2)	7 (0)	15 (2)	
長 崎	16 (4)	13 (2)	29 (6)	
大 分	19 (3)	16 (3)	35 (6)	
熊 本	25 (5)	23 (4)	48 (9)	
鹿 児 島	19 (3)	17 (3)	36 (6)	
宮 崎	15 (3)	12 (2)	27 (5)	
那 覇	23 (7)	20 (4)	43 (11)	
仙 台	43 (7)	36 (7)	79 (14)	
福 島	12 (3)	10 (2)	22 (5)	
山 形	11 (2)	8 (2)	19 (4)	
盛 岡	14 (3)	10 (2)	24 (5)	
秋 田	10 (2)	9 (2)	19 (4)	
青 森	7 (2)	7 (0)	14 (2)	
札 幌	50 (7)	43 (10)	93 (17)	
函 館	7 (2)	7 (2)	14 (4)	
旭 川	8 (2)	7 (0)	15 (2)	
釧 路	7 (2)	6 (2)	13 (4)	
高 松	21 (4)	19 (3)	40 (7)	
徳 島	11 (3)	10 (2)	21 (5)	
高 知	15 (4)	13 (2)	28 (6)	
松 山	20 (3)	16 (3)	36 (6)	
配属無し	32 (9)	0 (0)	32 (9)	
計	1816 (389)	1533 (348)	3349 (737)	

※ () 内は女性の数で内数